

令和3年度

## 第3回阿波市地域公共交通活性化協議会

資 料

### 協議事項

1. 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」の運行状況について
2. 「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」乗降場所の追加について

## 阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

| 番号 | 団体名                      | 役職        | 氏名     | 備考  |
|----|--------------------------|-----------|--------|-----|
| 1  | 徳島大学大学院                  | 教授        | 奥嶋 政嗣  | 会長  |
| 2  | 徳島バス(株) 企画管理部            | 副部長       | 東 孝行   |     |
| 3  | (有)土柱タクシー                | 代表取締役     | 米倉 久善  |     |
| 4  | 八幡交通(有)                  | 代表取締役     | 松村 利明  |     |
| 5  | 徳島バス労働組合                 | 執行委員長     | 松本 忠宏  |     |
| 6  | 四国運輸局徳島運輸支局<br>総務・企画観光担当 | 首席運輸企画専門官 | 賀出 晴美  |     |
| 7  | 四国運輸局徳島運輸支局<br>輸送・監査部門   | 首席運輸企画専門官 | 坂尾 貴之  |     |
| 8  | 徳島県 県土整備部<br>次世代交通課      | 課長補佐      | 宮島 崇   |     |
| 9  | 徳島県東部県土整備局<br>(吉野川)      | 副局長       | 森野 克也  |     |
| 10 | 阿波吉野川警察署                 | 交通課長      | 福島 圭一  |     |
| 11 | 阿波市社会福祉協議会               | 事務局長      | 大村 久美子 |     |
| 12 | 阿波市老人クラブ連合会              | 会長        | 田村 二男  |     |
| 13 | 阿波市婦人団体連合会               | 会長        | 原田 道代  |     |
| 14 | 阿波市商工会                   | 会長        | 児玉 敬二  | 監事  |
| 15 | 阿波市交通安全協会                | 会長        | 福井 榮八  | 監事  |
| 16 | 阿波市議会                    | 議長        | 松村 幸治  |     |
| 17 | 阿波市議会 総務常任委員会            | 委員長       | 後藤 修   |     |
| 18 | 阿波市                      | 副市長       | 町田 寿人  | 副会長 |

協議事項(1)

○「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」の運行状況について

1. 月別利用状況の推移  
ア 令和元年度

|      | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   | 集計    |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 乗車人数 | 316  | 391  | 450  | 591  | 528  | 635  | 669  | 697  | 743  | 705  | 650  | 683  | 7,058 |
| 1日平均 | 15.8 | 20.5 | 22.5 | 26.8 | 25.1 | 33.4 | 31.8 | 34.8 | 37.1 | 37.1 | 36.1 | 32.5 | 29.4  |
| 運行日数 | 20   | 19   | 20   | 22   | 21   | 19   | 21   | 20   | 20   | 19   | 18   | 21   | 240   |

(単位：人、日)

イ 令和2年度

|      | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月    | 集計    |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 乗車人数 | 642  | 535  | 784  | 791  | 755  | 721  | 831  | 768  | 819  | 710  | 746  | 1,021 | 9,123 |
| 1日平均 | 30.5 | 29.7 | 35.6 | 37.6 | 37.7 | 36.0 | 37.7 | 40.4 | 40.9 | 37.3 | 41.4 | 44.3  | 37.5  |
| 運行日数 | 21   | 18   | 22   | 21   | 20   | 20   | 22   | 19   | 20   | 19   | 18   | 23    | 243   |

(単位：人、日)

ウ 令和3年度

|      | 4月   | 5月   | 6月    | 7月   | 8月   | 9月   | 10月   | 11月  | 12月  | 1月   | 2月 | 3月 | 集計    |
|------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|----|----|-------|
| 乗車人数 | 910  | 784  | 1,001 | 919  | 865  | 961  | 1,021 | 930  | 998  | 916  |    |    | 9,305 |
| 1日平均 | 43.3 | 43.5 | 45.5  | 45.9 | 41.1 | 48.0 | 48.6  | 46.5 | 49.9 | 48.2 |    |    | 46    |
| 運行日数 | 21   | 18   | 22    | 20   | 21   | 20   | 21    | 20   | 20   | 19   |    |    | 202   |

(単位：人、日)

2. 令和3年度の運行の見込みについて  
今年度は当初の目標としていた、「年間の延べ利用者数 10,000人」を達成できる見込みである。

## ○「阿波市デマンド型乗合交通 あわめぐり」乗降場所の追加について

### (1) 乗降場所に追加する施設（阿波市社会福祉協議会）について

医療施設以外の施設等については、対象施設等の同意を得た上で、本協議会にて審議し、乗降場所として追加することとなっている。

現在、阿波市社会福祉協議会の4支所については乗降場所の対象施設にはなっていない。しかし、土成支所並びに市場支所については、同敷地内の別の施設が乗降場所に指定されていることから、「あわめぐり」の利用者も利用しやすい状況である。

一方で、阿波市社会福祉協議会の吉野支所並びに阿波支所については、乗降場所の対象施設に指定されておらず、近隣に指定乗降場所もないことから交通の便が悪い。

このことから、阿波市社会福祉協議会の吉野支所並びに阿波支所を新たに乗降場所として追加し、利用者の利便性の向上を図る。

### (2) 乗降場所として追加する日について

令和4年4月1日から乗降場所として利用できることとする。

### (3) 令和3年9月以降の乗降場所の異動について

令和3年度第1回阿波市地域公共交通活性化協議会において指定乗降場所の施設が移転・閉店による乗降場所の異動については、協議会の審議を経ずとも異動できることとなっている。このことにより、令和3年度第2回阿波市地域公共交通活性化協議会後に異動した乗降場所を次のとおり報告する。

#### ①削除について

| 削除日       | 施設名           | 町名  | 理由               |
|-----------|---------------|-----|------------------|
| 令和4年1月17日 | 阿波銀行 阿波町支店    | 阿波町 | 市場支店内への移転統合のため   |
| 令和4年1月31日 | ミニストップ 阿波市場町店 | 市場町 | 令和4年1月末をもって閉店のため |

#### ②移転について

| 変更日       | 施設名       | 町名  |
|-----------|-----------|-----|
| 令和4年1月17日 | 阿波銀行 市場支店 | 市場町 |

# 乗降場所一覧（令和4年4月1日 現在 案）

## ◆乗り降りできる場所（自宅若しくは自宅付近、乗降場所）

- 乗降場所は事情により変更になる場合があります。
- ご自宅以外の個人宅、途中下車や寄り道はできません。
- ご乗車される際は、予約時にお伝えした予定時間に乗降場所でお待ちください。
- 交通状況や乗合い状況により運行時間が遅れることがあります。

| 医療施設 |                  |
|------|------------------|
| 吉野町  | 大串医院             |
|      | 大久保医院            |
|      | 中西歯科医院           |
|      | 中山医院             |
|      | 福島歯科医院           |
|      | ほそかわ歯科医院         |
|      | よこやま歯科           |
| 土成町  | 医療法人 阿部歯科医院      |
|      | 乾内科外科            |
|      | 医療法人 大塚歯科医院      |
|      | 大野病院             |
|      | 医療法人 金塚内科        |
|      | 御所診療所            |
|      | じゅん歯科医院          |
|      | スマイル歯科           |
|      | 板東眼科             |
|      | 医療法人 赤池循環器消化器内科  |
| 市場町  | 阿波病院             |
|      | 稲井歯科医院           |
|      | 医療法人 岩脇歯科医院      |
|      | 医療法人 太田診療所       |
|      | 近藤医院             |
|      | こんどう歯科クリニック      |
|      | 新藤歯科             |
|      |                  |
| 阿波町  |                  |
|      | 大塚歯科医院           |
|      | おおつか内科           |
|      | 笠井病院             |
|      | 川人医院             |
|      | 根東歯科医院           |
|      | さかまき整形外科         |
|      | 賛広診療所            |
|      | 医療法人 重清内科外科      |
|      | 十川歯科クリニック        |
|      | 西川内科クリニック        |
|      | にしむら歯科医院         |
|      | 林内科医院            |
|      | へいしま歯科ファミリークリニック |
|      | 松本眼科             |
|      | 医療法人 村上医院        |
|      | 森下医院             |
|      | 医療法人 安田歯科        |
|      | らいちクリニック         |

| 商業施設 |                 |
|------|-----------------|
| 吉野町  | くすりのレデイ阿波吉野店    |
|      | コーナンホームストック吉野店  |
|      | ファミリーマート吉野町西条店  |
|      | マルナカ柿原店         |
|      | マルナカ吉野店         |
|      | ローソン阿波吉野町店      |
| 土成町  | 天然温泉 御所の郷       |
|      | コメリド & グリーソ土成店  |
|      | JAグリーソとなりマルシェ   |
|      | セゾールブソ阿波土成町店    |
|      | ファミリーマート土成インター店 |
|      | ファミリーマート土成町土成店  |
|      | ファミリーマート土成町吉田店  |
| 市場町  | キョーエイ市場店        |
|      | コメリド & グリーソ市場店  |
|      | JA夢市場           |
|      | セゾールブソ阿波市場町香美店  |
|      | コスモス薬品市場店       |
|      | ドラッグストアモリ 市場店   |
|      | ファミリーマート阿波市場町北店 |
|      | ファミリーマート市場町店    |
|      | マルナカ市場店         |
|      |                 |
| 阿波町  | 阿波土柱の湯          |
|      | コメリド & グリーソ阿波店  |
|      | JA土柱の里          |
|      | コスモス薬品阿波店       |
|      | デイリーマートウインズ店    |
|      | ドラッグセイムス阿波店     |
|      | ファミリーマート阿波岩津橋北店 |
|      | ファミリーマート阿波善地店   |
|      | ミニストップ 阿波久原店    |
|      | ローソン阿波病院前店      |

### 【阿波市外】

|      |             |
|------|-------------|
| 吉野川市 | <b>鉄道</b>   |
|      | JR鴨島駅       |
|      | JR学駅        |
|      | JR阿波山川駅     |
|      | <b>医療施設</b> |
|      | 吉野川医療センター   |

### 〈鉄道をご利用の方へ〉

多くの方にご利用していただきたいので、最寄り駅での乗降をお願いします。ご協力よろしくお願ひします。



| 金融機関（窓口） |              |
|----------|--------------|
| 吉野町      | 柿原郵便局        |
|          | 徳島大正銀行 阿北支店  |
|          | 吉野郵便局        |
| 土成町      | 阿波銀行 土成支店    |
|          | 御所郵便局        |
|          | JA板野郡 阿波支店   |
|          | 土成郵便局        |
|          | 南原簡易郵便局      |
| 市場町      | 阿波銀行 市場支店    |
|          | 市場郵便局        |
|          | 大俣郵便局        |
|          | JAあわ市 市場支店   |
|          | 徳島大正銀行 市場支店  |
| 阿波町      | 八幡郵便局        |
|          | 阿波郵便局        |
|          | 伊沢郵便局        |
|          | JAあわ市 本店     |
|          | 徳島大正銀行 阿波町支店 |
|          | 林郵便局         |

| 公共施設等 |                          |     |                            |
|-------|--------------------------|-----|----------------------------|
| 吉野町   | 阿波市社会福祉協議会<br>吉野支所（こすもす） | 阿波町 | 阿波市社会福祉協議会<br>阿波支所（バーベナの里） |
|       | 阿波市役所 吉野支所               |     | 阿波市役所 阿波支所                 |
|       | 一条小学校                    |     | 久勝小学校・久勝公民館                |
|       | 柿原小学校                    |     | 伊沢小学校・伊沢公民館                |
|       | 吉野中学校                    |     | 林小学校                       |
|       | 阿波高等学校                   |     | 阿波中学校                      |
|       | 吉野柿原公民館                  |     | 阿波西高等学校                    |
|       | 吉野中央公民館                  |     | 林公民館                       |
| 土成町   | 阿波市役所 土成支所               |     | 阿波高速バス停留所                  |
|       | 御所小学校                    |     |                            |
|       | 土成小学校                    |     |                            |
|       | 土成中学校                    |     |                            |
|       | 土成中央公民館                  |     |                            |
| 市場町   | 土成高速バス停留所                |     |                            |
|       | 阿波市役所 本庁                 |     |                            |
|       | 八幡小学校                    |     |                            |
|       | 市場小学校                    |     |                            |
|       | 大俣小学校                    |     |                            |
|       | 市場中学校                    |     |                            |
|       | 八幡公民館                    |     |                            |
|       | 市場公民館                    |     |                            |
|       | 大俣公民館                    |     |                            |
|       | 市場住民センター                 |     |                            |
| 市場図書館 |                          |     |                            |

※黄色部分が今回、指定乗降場所の追加としてご協議いただく乗降場所です。

**予約センター電話番号**  
**0883(36)1133**

**受付時間 9:00~17:00**  
**月曜日~金曜日**  
(祝休日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

☆ご利用する1週間前から1時間前までに予約が必要です。

☆キャンセルは1時間前までをお願いします。

## 阿波市地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

### (事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田201番地1阿波市役所内に置く。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 形成計画の評価に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

### (組織)

第4条 協議会の委員は25人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 形成計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (役員の選任及び職務)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。  
(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第2項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務の委任)

第15条 協議会は、第3条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成29年2月20日から施行する。
- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成30年7月31日までとする。